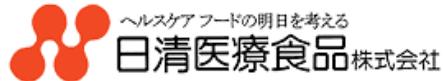


各位



問合せ先 総務部広報課 担当：山崎・榎

連絡先 03-3287-3619

男女の賃金の差異の情報公表について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和4年内閣府令第66号）及び「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件」（令和4年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第2号）が発出（令和5年4月1日施行）されたことをうけ、当社の男女の賃金の差異を公表することが必要となりました。

以下、男女の賃金の差異の比率数値を公表いたします。

男女の賃金の差異の情報公表について

管理職に占める女性労働者の割合	男女の賃金の差異			育児休業取得率		
	全社員	正社員	正社員以外	全社員	女性	男性
5.3%	75.5%	76.9%	84.0%	73.5%	94.5%	14.7%

▽対象期間：令和4事業年度（令和4年3月16日から令和5年3月15日まで）

▽賃金：基本給、各種手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く。

▽正社員：出向者については、当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者を除く。正社員以外：パートタイマー、嘱託社員を含み、派遣社員を除く。

※パート社員については、フルタイム労働者の所定労働時間（8時間/日）をもとに人員数の換算を行っている

▽差異についての補足説明

<正社員>

正社員のうち、差異が生じているのは管理的地位にある者に占める女性の割合が7.6%と少なく、女性の管理的地位への登用を計画的に推進していく。

<正社員以外>

嘱託社員において女性よりも男性に相対的に賃金が高い方が多いため、格差が生じている結果となった。

以上